

久留米市新型コロナウイルス感染症関連事業者支援 在籍出向活用事業

～ 一時的に社員の方を出向させたいという企業を募集しています ～

【概要】

この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の一部を縮小せざるを得ないが、雇用は維持したいという民間企業を支援するための制度です。

久留米市が民間企業の人材を非常勤職員として一時的に受け入れ、基本給や一部の手当を負担（上限あり）します。

在籍出向の概要

- 出向元の社員の身分を持ったまま、久留米市に出向し、市に勤務します。
- 給与は一旦、企業が社員に支払います。
- 市が負担金（上限あり）として企業に支払います。
- 出向終了後は出向元の企業に復職して勤務します。

出向までのステップ

- ① 企業と市とで出向に当たっての条件を確認したのち、双方で協定書を締結します。
- ② 市で従事する業務に応じて企業内で人選を行います。
- ③ 市が社員との面談を通じて業務とのマッチングを行い、出向についての合意に至ります。

勤務条件と市での業務

- 身分・期間：市職員としての身分を付与します（会計年度任用職員（非常勤職員））。出向期間は出向開始日から令和4年3月31日（協議により短縮も可能）。
- 業務内容：新型コロナウイルス感染症関連の業務（感染症対策業務、ワクチン接種関連業務、市民や事業者支援業務 など）
- 勤務時間：週35時間（7時間／日×5日）
- 募集人員：30名程度（随時企業と協議を行い、定員に達し次第終了します）
- 市の負担：市が負担する給与等の対象は、基本給部分（上限294,180円）、時間外勤務手当、通勤手当、12月分期末手当（市での勤務期間に応じて上限あり）、社会保険料及び雇用保険料の事業主負担分（上限あり）、労災保険料

詳細についてはお問い合わせください。

久留米市総務部人事厚生課(担当 佐野、牛島) [TEL:0942-30-9056](tel:0942-30-9056) [mail:jinji@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:jinji@city.kurume.fukuoka.jp)